「衛生推進者」養成講習　（第3回）

中小規模企業や、支店営業所などの出先の衛生管理担当者（非工業的業種〔注１〕）

【労働安全衛生法第１２条の２】

主催：(一社)三田労働基準協会（幹事）

常時１０人～49 人の労働者を使用する非工業的業種〔注１〕の事業場（企業や、支店営業所等の出先）では、労働安全衛生法第１２条の２により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」（工業的業種の場合は「安全衛生推進者」）を選任し〔注2〕、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。下記により「衛生推進者」養成の講習を開催いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

記

１　日　時　　２０２５年3月１１日（火）　10:00～16:40　（開場 9:30）

２　会　場　　一般社団法人三田労働基準協会　１階　研修センター
　　　　　　　港区芝４-４-５　三田基準協会ビル（裏面案内図参照）

３　科　目　　法令に定める全科目　　（講師：労働衛生コンサルタント）

４　修了証　　全科目受講された方（遅刻早退不可）に、当日講習終了後交付します。
　　　　　　　修了証は（一社）三田労働基準協会〔東京労働局長登録第３号〕から発行されます。

５　定　員　　**３０名（先着順）**
　　　　　　　（企業･団体等で一定人数以上まとまる場合は、個別の講習開催に応じますので、ご相談下さい）

６　受講料　　**8,８００円**　（テキスト代〔中災防発行〕・消費税込み）
　　　　　　　三田労働基準協会会員は7，７００円（協会でテキスト代（1100 円）を助成します）

７　申込み方法等

（１）　次のメールアドレスに、shikaku@mita-roukikyo.or.jp

①講習会名
②開催年月日
③貴事業場の名称及び所在地
④協会会員又は非会員の表記
⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス
⑥電話番号
⑦受講者の氏名、フリガナ、生年月日、住所　を記載例のように記入してください。

記載例　①衛生推進者養成講習
　　　　②２０２５年3月１１日
　　　　③㈱〇〇　港区芝〇―〇－〇
　　　　≀

３月４日（火）までにメールを送信してください。
受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。

（２）　受講料は、**３月４日（火）までに下記口座へお振込みください**（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名：三菱ＵＦＪ銀行　田町支店　　　・口座番号：普通預金　０３９７９６３
・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会　・名義人住所：港区芝４-４-５
◆振込人名の前に講習会月日をお付けください
◆法人の種類（カブシキガイシヤ等）は、記入せずに会社名を記入してください
（ 例　０３１１ミタロウドウ・・・等　イツパンシヤダンホウジンは不要です ）

（３）３月４日（火）までの受講取消は受講料全額を返還いたします(振込手数料はご負担ください)。
それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

（４）受講者は、返信メールの写しをご持参のうえ受付にご提示ください。また、修了証受領のための**印鑑**をご持参ください。

問合先　(一社)三田労働基準協会　電話 03-3451-0901

〔注〕１　「衛生推進者」・「安全衛生推進者」の業種区分　（事業場（企業単位ではありません）の規模は 10 人～49 人）

	業　　種
衛生推進者	下記以外の全ての業種、
安全衛生推進者	製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具･建具･什器等卸売業、家具･建具･什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業

２　「衛生推進者」の選任基準

①大学・高専卒業後１年以上の衛生の実務経験者、②高校卒業後３年以上の衛生の実務経験者、③5 年以上の衛生の実務経験者、④衛生推進者養成講習の修了者、の中から選任します。

※　修了証は、幹事の一般社団法人三田労働基準協会名で発行されます。紛失された時の再発行等の手続きは一般社団法人三田労働基準協会になります。（手数料等が必要です）

※　個人情報は、研修及び修了証発行管理目的以外に利用することはありません。

※　この講習は三田・品川・大田・渋谷協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

会場案内図

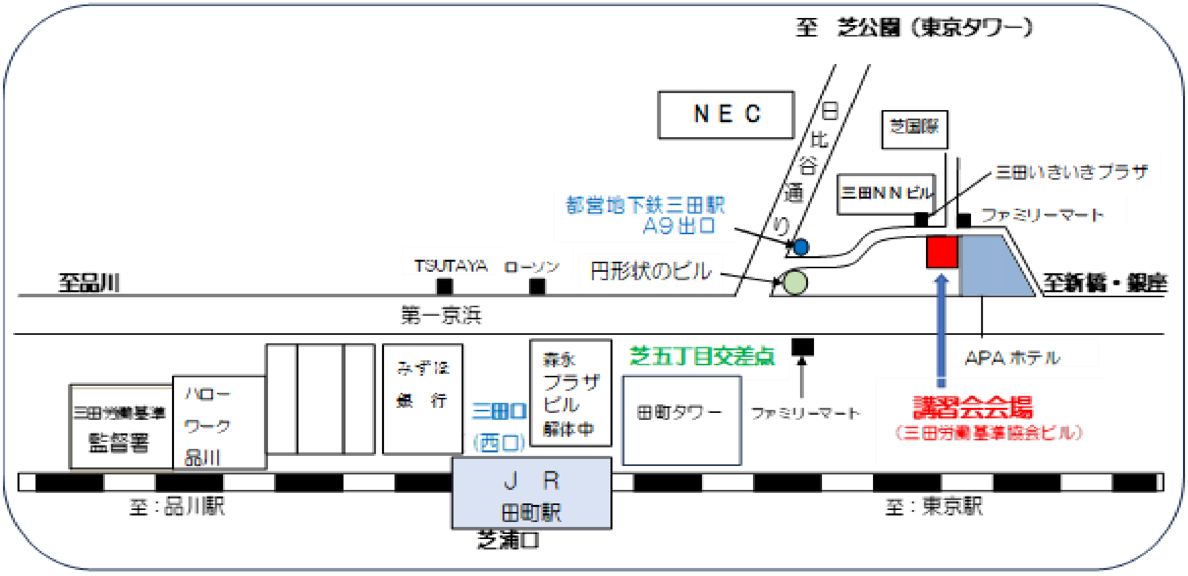

（一社）　三田労働基準協会ビル　１階研修センター

港区芝４－４－５　TEL　03-3451-0901

最寄駅　　地下鉄三田駅　A9 出口　　徒歩１分

JR 田町駅　　三田（西）口　徒歩８分